

(7) 境界保全事業について

地籍調査事業の未実施地域の境界保全事業を下記のとおり実施しています。

実施を希望される集落は、住民課地籍調査室までご相談ください。

<目的> 過疎化・高齢化の進む中山間地の境界を保全する。

<事業主体> 各集落

<スケジュール>

- | | |
|-------|-------------------|
| 準備段階 | ① 事前協議 |
| | ② 杭・各種資料の提供（役場から） |
| 立会段階 | ① 境界確認・杭打ち |
| | ② 写真撮影・記録 |
| 記録・整理 | ① 図面の作成・データ化 |
| | ② 保存 |

【問い合わせ先】

住民課 地籍調査室 担当：井澤・石原

電話：68-5538 FAX：68-3866

Mail：chisek@houki-town.jp